

○7 番 （島崎 敏一） 私は、通告書に基づいて本日2問の質問をさせていただきます。

質問の本文に先立って、質問に関連してなんですけど、1つ、ちょっと最近した体験をちょっとお話ししたいと思います。

私は子どもの権利条例についていろいろ調べているうちに愛知県豊田市にちょっと自分の学びのために行きまして、愛知県豊田市は子どもの権利条例が制定されている都市なんですけれども、子どもの声をまちづくりに生かすための「こどもにやさしいまちってどんなまち？」っていうタイトルでワールドカフェ形式の誰でも話し合えるようなファシリテーションのイベントに参加してきました。

そんな中で、お互いに素性を明かさないで話すというルールの下で話をしたんですけど、私の住んでいる町では、とても誰もが挨拶をして、中学生の子も高校生の子も村の中で会えば誰でも挨拶してくれますよと言ったら、すごく豊田市の方々は驚かれました、そんなすてきな村があるのかって言われて、とても誇らしい気持ちになりました。

今回、私は1つ目の質問でこども基本法と子どもの権利条例ということについて質問するんですけれども、本当に、村の今の当たり前、親御さん、地域、皆さんで子どもを見守っている村の雰囲気、村の当たり前に気づいて、それをちゃんと見詰め直して子どもの権利について学べば、中川村という小さな自治の中で、今、子どもを取り巻く環境はなかなか厳しいものがありますが、小さなオアシスのような、子育てにとっても適したオアシスのような村になればいいなという、そんな思いを込めて今日は質問させていただきます。

私は子どもの権利条例を住民と行政が協働で作成すべきという考えの下、本日は村側の姿勢をお尋ねします。

まずこども基本法の概略と主張の理由について説明します。

こども基本法は日本国憲法と児童の権利に関する条例にのっとり法律で、子ども政策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として2023年4月に制定されました。

現在は、こども家庭庁がこの基本法を基にこども大綱を作成し、各自治体ではそれらを勘案した条例の整備が進められています。

こども基本法について私が最も肝腎なところだなと思うのは、子どもを保護されるべき存在から権利の主体として捉え直している点です。これこそが今までの子どもに関わる法律と一線を画す部分です。

また、基本法第11条では、地方公共団体での子ども政策に対する子ども等の意見の反映を義務化しています。

現在、この法を勘案した条例の整備が各自治体で進んでおり、長野県内では長野市と松本市で条例が制定されています。それに続くように、安曇野市では、現在、議会提案で条例の制定に向けて活動中とのことです。そのほかの自治体でも水面下での議論が活発になっています。

また、子どもを取り巻く理由を、ちょっとネガティブな絶望編と、あとはポジティ

ブな希望編、2つに分けて今から説明します。

1つ目の絶望編です。

現在の長野県内に暮らす子どもとその保護者が置かれている環境は世界に比較して逼迫しているのではないのでしょうか。その理由として、不登校の児童の多さ、未成年の自殺率の高さ、自己肯定感の低さが挙げられます。

下記の3つのアンケート結果を説明します。

1つ目、不登校の割合。

2022年の文部科学省が公表している問題行動等調査によると、小学校が48都道府県中4位、中学校が6位、これは児童生徒1,000人当たり不登校者数の割合なんですけど、全国に比較すると子どもの不登校の割合はかなり高いと言えます。

2つ目、未成年の自殺率です。

長野県の人口動態統計によると、2017年～2021年の未成年の自殺率の平均は、全国第2位として非常に憂慮すべき状況となっています。県も5年計画で対策チームをつくっています。

そして3つ目です。自己肯定感の低さ。

2020年にユニセフの調査で子どもの幸福度を分析したところ、精神的幸福度は38か国中37位でした。

国内の調査では長野県は48都道府県中22位とのことです。

この結果の背後には様々な社会背景が考えられますが、一貫して大人がなすべきことは、子どもの立場を考え、現状でできることから改善することではないでしょうか。

大人たちが当たり前で暮らしている長野県は、子どもたちにとってなかなか居心地の悪い県であると言っても言い過ぎではない、とても不名誉な事実ではないでしょうか。

その反面、今度は希望編なんですけれども、こんな不名誉な事実を中川村という小さな自治体から変えていくチャンスが2つあると考えます。

1つ目は新しい学校の基本目標と合致していることです。先日発表された新たな学校のコンセプトでは、学校教育が目指す子どもの姿として自ら考え判断し行動して人生を開拓する力を育むとありますが、この目標はまさしく子どもが権利の主体として生き生きと生活を送る姿と重なります。この目標を実現させるためには、学校だけの努力だけではなく、地域総がかりでの学校づくり、学校運営が不可欠であると考えます。

2つ目です。子育て世帯を支援する行政の方針、昨日6番議員が一般質問でも言っていましたが、近隣町村に引けを取らない支援の数々は行政努力のたまものだと思います。

子育て世帯を全力で応援する姿勢を権利の主体である子どもに焦点を当てたときに、条例策定は当然視野に入れるものだと思います。

前回の6月議会で、8番議員が尋ねた不登校児童に対する交通費や給食費の補助も子どもを権利の主体であると道筋を立てる条例があれば対話が進むかもしれません。

また、経済格差による子どもの学習格差、経験の格差も補助できる仕組みが生まれるのではないかと思います。

そのために住民と行政が学び、対話を重ね、共につくった条例があれば効果的ではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

条例策定の考え、条例制定について村側の考えを改めて聞かせてください。

村長の過去の答弁、昨年12月議会の3番議員の一般質問、これも子どもの権利条例についてのお尋ねだったんですが、答弁の中で「条例の必要感、こういったものが高まってまいりましたならば、そのときにはちゅうちょなく具体的なものを検討していく」とありますが、必要なときとはどのようなときか、具体的にどんなときでしょうか、考えを聞かせてください。

○村 長      子どもの権利条例について昨年12月議会で3番議員へ答弁した内容と考え方は基本的には変わっていないわけでありまして、条例制定の前に、まず子どもの意見を聞く体制を整備していく、そういう過程の中で条例が自然にとはいいませんが、制定ができるんであろうと、そんなようなふうに考えております。

今年、中川村こども計画の策定を進める中で子ども、若者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

子どもの生活状況調査は、小学5年生から中学3年生まで、若者の生活状況調査は16歳～25歳の若者で、子どもの調査は対象者229人でありまして、回収率は85.2%であります。若者の調査は対象者345人で、回収率は32.5%でありました。

調査の中で生活に対する満足度「今の自分が好きですか」「将来について明るい希望を持っていますか」「孤独と感ずることはありますか」という質問をしたところであります。結果については、全国調査結果と比較すると、中川村の子どもたちは自己肯定感が低く、将来について希望を持つ割合が低く、孤独を感じているという、残念ながらそういう傾向にあるだろうという分析をせざるを得ない結果になりました。

長野県が実施したアンケートも同じような結果であったようであります。

これにつきましては、約5年間のコロナ禍による人との関係やつながりが希薄になってしまっていること、家の中で完結できるゲームですとかユーチューブなどを利用する子どもの低年齢化が背景にあるのではないかなというふうに分析をしておるところでございます。

こういった状況を改善するために、1つとして、全ての子ども、若者が家庭や学校、地域などで意見を言い合える機会や様々な人とつながる居場所で意見が聞かれ、その意見が尊重される環境を整えればいいのではないかなと、こういうふうに考えるところでございまして、そういう中で子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されていく、そういうことにつながっていくんだろうというふうに思っております。

子どもの権利を尊重し守るっていうことは大変重要なことですし、日本も、子どもの権利条例、これを批准して、それに基づいて、ずっと後になってという言い方ありませんが、昨年、こども基本法、これができたわけでございますので、そういうこと

から鑑みますと、やはり子どもの権利を尊重するというバックボーンっていうか、柱が、やっぱりずっと脈々と流れているなということを考えるわけでありまして、長野県でも長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例、これが平成26年に制定をされております。

それで、村独自の制定については、子どもの居場所づくりなど、前述のような環境整備を進めながら、これは具体的にできるものを一つずつ進めてまいりますが、進めながら改めてその意義と必要性を検証した上で制定に向けて検討をしていくと、こういうことになるかというふうに思います。これが時期的なものというふうにとりいただければいいのかなというふうに思います。

また、これはちょっと視点がずれるかもしれませんが、子どもに限らず、介護認定を受けた人ですとか、認知症、障害者にも本人の意思決定の下に自分らしい生活を送ることという権利があります。これは条例に定められていなくても、その人を支援する際に本人の気持ちを尊重し、本人抜きで支援計画はつくらない、そういうことを大前提にしているわけでありまして。子どもについても、やはり同様だということでございます。

そのために、子どもは保護されるものから子どもの意見を尊重することへ大人や社会が変わっていくことが、やはり今一番求められているんだろうな、こんなことを議員の御質問をお聞きしながら受け取ったところであります。

要するに、全ての人には基本的人権があり、尊重されなければならない、人権について理解を深める教育ですとか啓発を一層行政としては進めていく必要がある、こんなことも併せて申し上げていきたい、以上が答弁であります。

○7 番      （島崎 敏一） 村長の基本的な考えをお聞きしました。

私も今手元に中川村子育てに関する調査のアンケート結果があるんですが、1つ、アンケート結果を踏まえて再質問したいんですけども、家庭、子育ての状況で「暮らしにゆとりがあるか」という保護者に対する質問で「苦しい」「大変苦しい」の合計割合が未就学児の御家庭で34.5%、小学生で34.9%となっていて、3人に1人の水準で生活が苦しいと言っています。

それで、こども基本法で、私が、今一番、今までの法律と違うといったところは、子どもが親に保護される存在ではなくて、一人の人間であるということで、権利の主体であるということを法律で定めているというところですよ。

順番に子どもの意見を聞く場を整備していくと村長はおっしゃいましたが、親の状況ですとか、行政の実情と、また別のところで子どもは一人の人権を持った人として、何ていうんでしょ、行政の手を待っているのかもしれないと思うんですが、その辺も勘案いただければと思います。

次の質問に行きます。

こども基本法第11条について、子どもの意見を聞くということについて、今までと同じアンケートや会議で集めるべきではないと考えます。

資料1を参照いただきたいんですが、信濃毎日新聞の記事で荒井英治郎先生の記事

なんですけれども、これは読んでいただいていると思いますので詳しくは説明しませんが、こども基本法は国連総会で採択された児童に関する条例を一般原則として念頭に置いた政策動向です。

第11条の根拠となった意見表明権については、大人たちは、子どもが感じていること、まだ意見になっていない状態に寄り添い、社会全体で伴走していく姿勢が必要ではないでしょうか。

いわゆる元気な生徒や声の大きい人の声だけでは全くもってナンセンスであると考えます。理由は、本当に困っている人は問題を声に出せないからです。

この居心地の悪い現状を当たり前だと思っているのではないのでしょうか。

そこで、こども基本法第11条の子どもの意見を聞くことについても、こども基本法を勘案していることや考えを聞かせてください。

保健福祉課では現在こども計画を策定中ですが、子どもの意見表明についてどのような形で意見徴収をするのでしょうか、考えを聞かせてください。

○保健福祉課長 それでは保健福祉課からお願いします。

まず、村長の答弁にもあったように、子ども、若者を対象にアンケート調査を実施しました。この結果を基に、今後、中学生、高校生を対象にワークショップを開催する予定です。こども計画や居場所について意見を聞き、反映させていきたいと考えております。

子どもから意見を聞くのは難しいとよく聞きます。今年度は総合計画後期基本計画の策定も進めていますので、地域政策課とも連携し、何とか形にできたらと思っております。

また、地域政策課を中心に若者を対象としたワークショップについても検討を進めていますので、そちらとも連携をしていきたいと考えております。

○7 番 （島崎 敏一） ぜひ有意義なワークショップとなるように、段取りや企画などお願いします。

2つ目です。新しい学校づくり委員会での基本計画を策定中ですが、子どもの意見表明についてどのような手法を予定されていますでしょうか、考えを聞かせてください。

○教 育 長 お答えの前に少しお話しをさせていただいてからお答えしたいと思いますけれども、これまでの日本では、子どもは守られる存在という考え方が確かに大きかったのではないかというふうに理解をしています。ただ、やはり子どもは守られる存在でもあるんだと思うんですが、大人の言うことを聞いていればいいと、そういう存在ではないということを強く思っております。

そういった点では、議員も触れていただきましたが、新しい学校づくりのコンセプトの中で目指す姿として自分で考え判断し行動するという、やはり主体的なこうした姿というのが、その先に自己肯定感を実現していくというふうに教育委員会としては考えているところであります。

教育委員会では、新たな学校づくりプロジェクトとして、これまで村民の皆さんや

子どもたちと直接語り合う場を設けてまいりました。その中で印象的だったのが、参加していただいた大人の皆さんから子どもの声を聞いてほしいという御意見を多数いただいたことであります。また、子どもたちも意見が言える場を用意さえすれば思いを語ってくれると、そういう点でございました。

今、村が進めている事業においては、子どもの意見を聞くとか、子どもが意見を言えるという場は増えつつあるかなということを思っているわけであります。

新たな学校づくり委員会で子ども意見をどのように聞いていくかというお尋ねでございます。

子どもたちの意見を聞くために、委員会の中では子ども部会を設けました。これは児童生徒会の正副会長の皆さんを委員にお願いしたものでありますが、夏休み中、8月8日に第1回の部会を開催しております。

委員の皆さんからこんな言葉もありました。大人の前だと意見を出せない人も多いと、一部の人からしか意見が出ないかもしれないというような子どもの立場からの意見もありました。これは、一般的に大人と子どもの関係っていうところがあると思いますけれども、こういった子どもの言葉、これにはやはり耳を傾けなければいけないだろうというふうに思っております。

子ども部会につきましては、当面は、こうした御意見もある中で、子ども部会の委員と事務局とで検討を進めてみたいというふうに思っております。

新たな学校に向けた意見のほかに、それぞれの学校でほかの子どもたちにも何かプロジェクトについて知ってもらったり意見を言ってもらったりすることはできないかというようなことも部会の中で相談をさせていただいているところであります。

そして、部会委員には若者枠を設けてもおります。これも高校生から20代半ばの若者を対象に公募を行っておりますが、最終的には大学生1名、社会人2名が参加していただけるということになりました。事前打合せを行いましたけれども、若者の目線で率直に意見を言っている姿そのものが非常にすばらしく、わくわくもさせていただきました。非常にこれからが楽しみであります。

また、関心を持ち公募を検討している高校生がいたということも伝え聞いておりまして、こうした関心を持っていたいただいていることも大変うれしいなというふうに思った次第であります。

こうした取組についてはまだまだこれからという段階ではあるとは思いますが、こうした取組を重ねていくことで、大人も、そして子どもも意識が変わっていく、そんな経過をこれから重ねていきたいというふうに思っております。

○7 番 （島崎 敏一） 教育長の答弁に私も期待しております。今後ともよろしく申し上げます。

もう一つ、後期総合計画策定についての子どもの意見表明についてどのような手法を予定されていますでしょうか。先ほど保健福祉課から少し答弁があったんですけれども、子ども議会で意見徴収をすると前回の私の一般質問でも少し地域政策課の課長のほうから答弁いただきましたけれども、それだけではちょっと不十分なのではない

かと考えています。考えを聞かせてください。

○地域政策課長 後期基本計画は、当然、こども計画など個別計画との整合を図って策定する必要があります。

子ども議会も子どもたちの意見を聞く一つの場と考えておりますが、各部署で行いましたアンケートや、また懇談会、ワークショップなどで出された意見も参考にする考えであります。

先ほど保健福祉課長が答弁したとおり、保健福祉課では、今後、中学生、高校生を対象にワークショップを開催する予定ですので、地域政策課も連携して様々な意見や要望の聴取に努めていく考えであります。

○7 番 （島崎 敏一） ぜひ積極的に中高生の声を引き出すワークショップを期待しております。

次の質問に行きます。

質問3です。こども基本法第15条について、原文はまた通告書の後ろにあるんですが、条文には国が広報活動に努めるという記述がありますが、積極的に子ども基本法の趣旨について広報していくべきと考えます。理由として、法律が制定されて1年以上たちますが、認知度が依然として低いことが挙げられます。

資料を御覧いただけると各世代の認知度が載っているんですが、小学校高学年で認知度が約16%、高校生で57%、大人でおよそ57%という状況です。

こども基本法第15条では、国、国民に広報活動の努力が明記されています。

子育て世帯を全力応援、新しい学校づくりに全力で取り組んでいる本村としては、今こそこの法律の内容を知り、学び、生かすことが必要と考えます。

講演会やポスターの周知などではどうしても効果が限定的になってしまうのではないかと考えます。より効果的な施策を期待しておりますが、大人向け、子ども向けに対象を分けて村側の考えを聞かせてください。

○保健福祉課長 質問1で村長が回答したとおり、具体的に子どもの意見を反映させた施策を進めることだと思います。

例えば子どもの居場所を整備するときに子どもに参加してもらい意見を反映させていく。今、教育長からもありましたが、新しい学校づくり委員会にも子ども部会が設置されております。これらはこども基本法にのっとり取り組んでいることを説明することが子どもへの周知につながっていくと思っております。

大人への啓発は、この取組をしっかり広報していくことが一つの方法だと思います。

子ども・子育て会議を今年度何回か開催をしている中で、子どもや保護者だけでなく地域や元気な高齢者を巻き込んでほしい、子育て支援に元気な高齢者が協力できるというような御意見もいただいております。

子どもだけの居場所だけでなく、子ども大人も高齢者も障害者も、誰もが集まれる居場所をみんなでつくり、みんなで管理していく、そんな居場所ができるといいかなと思います。

村の中にも少しずつみんなの居場所もできてきています。そのような取組を進めた

りして、あとは人権擁護啓発活動の中で子どもの権利についても理解を深めていけたらと思っております。

○7 番 （島崎 敏一） 保健福祉課長の今の答弁は、私も思っていたところです。小さな成功体験を重ねて、その体験をしっかり広報していくこと、とても期待しています。今後ともよろしくお願いします。

次の質問に移りたいと思います。

「こども政策を育んでいくために② ～子どもの居場所に関わる方々と横のつながりを～」ということで、この質問は昨年の6月議会の私の一般質問「こども政策を育んでいくために」の続編です。以前お尋ねした内容を改めて現状と照らし合わせて質問をさせていただきます。

本質問の要旨は、子どもの居場所となる民間組織、公的組織の協議の下、横のつながりや情報交換を目的とした組織をつくり、子ども施策の現場の連携を高めるべきというものです。今こそ形だけではない使えるネットワークづくりをする必要があると考えます。

その理由を説明するために、まず私の過去の一般質問の要点をまとめてお伝えします。

以前、昨年の6月議会で子どもの保護者からの声として、村内の子どもの居場所に関わる関係図のようなものがなく仕組みが分かりづらい、保健福祉課と教育委員会の連携が分かりにくい、子育ての相談はどこに行けばいいのか分かりにくいなどがありました。また、子どもの居場所を運営する運営者側からの声として、ほかの施設のことをよく知らない、各施設の特性を理解したネットワークができれば利用者の子どもによりよい効果がある、居場所の横のつながりがありませんなどがありました。

そこで、提案として行政側は、各施設の視察を行うなど、積極的に各施設の特性ですとか状況を知る機会をつくる、各施設の運営者同士が互いを知るための交流会を行う、子どもの施策の仕組みを利用者にとって分かりやすく広報できるようにするべきと、そのような提案をしました。

それで、結果としては、村長、教育長、保健福祉課長にそれぞれの立場で答弁していただき、その後、提案した施設の視察、交流会、広報の活動をしたということを伺いました。そのような動きがあった後に、依然として、保護者、運営者側、双方から、まだまだ横のつながりをもっと密に取ってほしいですとか、情報交換ですとか交流の場がほしいですとか、改善してほしいという声を多く聞いています。

また、もう一つ、根拠となるアンケート結果を紹介しますと、先ほどの質問にも上げた子育てに関する調査によると、子育て環境の満足度、未就学児が46%なのに対して、小学生になると32%となっており、小学生の子を持つ親の満足度は14%の低下となっています。これらも何らかの改善の余地があるのではないかと考えます。

これらの現状を分析しますと、まだまだ運営者同士の横のつながりやネットワークづくりが必要なのだと考えます。

そこで提案なのですが、子どもの居場所となる民間組織、公的組織が協議の下、横

のつながりや情報交換を目的とした組織をつくって現場の連携を高めるべきというものです。運営側と現場側がやり取りをしながらボトムアップの視点も取り入れた運営ができれば、現状をよりよくできるのではないのでしょうか。

活動内容の案としては、その団体が現場から出た課題を持ち寄る、行政の運営者とよりよい形を模索していく、こども基本法についての学習会を行う、課題解決のグループワークを行うなど、様々なことが期待できるのではないのでしょうか。

これによるメリットとして、現場側では行政が用意した支援メニューに詳しくなり、利用者にとっては施策を知る機会が増える、互いの施設を知ることで互いに切磋琢磨できる、子どもの権利を学ぶ場として有効、現場の声が集約され民意のボトムアップの後押しとなるなどなど、ポジティブな効果が様々に考えられます。

そこで質問です。

上記の提案について考えを聞かせてください。

こども家庭センターのよりよい運営を検討していく上で現場とのよりよい連携を求める声が上がっていますが、保健福祉課長の考えを聞かせてください。

○保健福祉課長 中川村でも、こども食堂や野外保育など、学校や保育園以外の子どもの居場所が少しずつできてきています。

令和5年11月に村内の子どもや子育て支援に関係する事業者に声をかけ、子どもの居場所づくりについて意見交換会を実施しました。村の子どもの現状や居場所に行くための手段について地域のサポートが必要ではないかなどの意見が出されました。今年10月頃に2回目の意見交換会を計画しております。

このようなネットワークづくりは、村としても大切なことと考えております。

平成12年に創設された介護保険事業の中では、村内の介護保険事業所が集まって情報交換や事業所が抱える課題を考える介護保険事業所連絡会やケアマネジャーが集まって情報交換や個々の資質向上を図るための勉強会、ケアマネ連絡会などが年4回ほどそれぞれ開催されています。村の介護保険事業を進める中で、このようなネットワークは重要となっています。

子どもや子育て支援に関わる事業所の連絡会など、今は年1回ほどの開催となっておりますが、少しずつ定期的に開催できるようになればいいと思っております。

それで、今は始まったばかりなので村が進めていますが、事業所が中心になって会を進め、ネットワークをつくっていくことが本来は理想かなとも思っております。

将来的には、子どもや高齢者、障害者と分けるのではなく、福祉事業に関わる事業所全体のネットワークができ、情報や意見の交換ができるようになっていけたらいいと思っております。

○7 番 （島崎 敏一） 今後のネットワークづくりに期待しております。

次の質問です。

教育委員会にお尋ねです。

子ども育成推進会議のよりよい運営を検討していく上で村内の子どもの居場所とのよりよい連携が求められています。居場所や運営者とのネットワークづくりがよりよ

い仕組みとなれば、新しい学校づくりにとってもボトムアップの機運が高まり、よい効果が表れると考えます。教育長の考えを聞かせてください。

○教 育 長 これまでもお話をしてまいりましたが、子ども育成推進会議、この会議自体は教育と福祉が連携して子ども支援を行うこと、こうしたことを目的に設置をしてきております。

今、保健福祉課長の答弁にもありましたが、令和5年11月に村内の子どもや子育て支援に関係する事業者保健福祉課のほうから声をかけていただいて子どもの居場所づくりについての意見交換を行いました。

この取組の経過について、少しお話ししますと、昨年度の子ども育成推進会議でその必要性が確認されて、そうした意見交換の取組をスタートさせております。

ちなみに、このことについても令和5年3月の議会で9番議員の一般質問に対して、村内にも子どもの居場所でありたいとの思いと関心を寄せていただいている方々がおられるので、こうした皆さんとのネットワークづくりを行うことが必要であるというふうに教育委員会のほうからも答弁をさせていただいておりますが、そうしたことをこれまでの取組の中で形にし、動き始めてきているというふうに御理解いただければというふうに思っております。

今年10月頃には、さらに広く呼びかけていただいて2回目の意見交換を行う予定であるということでございます。少し間が空いている感もありますけれども、進めてまいります。

こうした機会を重ねてネットワークづくりが進んでいけば、これからの在り方についてはおのずと方向性が見えてくるんじゃないかというふうにも考えております。

そして、保健福祉課長の答弁でもありましたが、将来的には子どもや高齢者、障害者を分けるのではなくという、新たな学校づくりのコンセプトにあるごちゃ混ぜってというような姿がそうしたところでも実現していくと、それは子どもたちの学びや育ちにもつながっていくだろうというふうに将来を期待しているところであります。

新たな学校づくりプロジェクトでは、オール中川で子どもたちの学びを支え育てる体制づくりを目指しております。そうしたことから、ネットワークづくりを進めていくということはプロジェクトに重なってくる取組であると教育委員会のほうも理解をしております。

○7 番 （島崎 敏一） 教育委員会も保健福祉課も同じ志を持って活動されているところを確認することができました。

1点ちょっと聞きたいんですが、子ども育成推進会議と保健福祉課での子どもの居場所のネットワークづくりの子どもの居場所の団体づくりの声かけの中で、子どもの居場所とされているところ以外に、例えば親同士の有志の団体などへの声かけはされているのでしょうか。例えば、不登校の会ですとか、読み聞かせの会ですとか、いろいろあると思うんですけども、活動団体の趣旨にもよると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか、聞かせてください。

○保健福祉課長 ネットワークづくりの対象の方への声かけをどうしているかというような質問だと

思います。

今ネットワークづくりに声をかけている皆さんは、事業としてやっていらっしゃる方たちでなど、最初のときは介護保険の事業所の人たち、これは配食のサービスですね、子どもの配食のサービスをやっていただいているというところで、あとは居場所というか、事業所を持っていますので、その居場所になる可能性があるということで声をかけさせていただいております。

それで、子どもの居場所って大きく言っても幾つか種類がありまして、誰もが気楽に行ける居場所、あともう一つ、不登校の児童など、周りの大人とも子どもともなかなか接点を持てないような子どもたちが行けるような居場所っていうところで、2つでちょっと考えなければいけないのかなっていうような気もしております。

それで、不登校の親の会の皆さんであるとか読み聞かせの会の皆さんは、やっぱり非常に力のあるグループの皆さんだと思います。ですので、皆さんをがっと思集めてしまつて意見交換会をしたとしても、どちらかの意見に偏ってしまうと、大きな意味っていうか、今日はこっちの意見が聞きたかったのに、そっちに傾いてしまうと、なかなか居場所っていうものについて意見が聞きづらいついていうことも感じております。

ですので、居場所のネットワークが例えば幾つもある中で、それぞれでつくってまとめていくっていうような作業も今後は必要があるのかなと、そんなようなことも考えていますので、そういう状況に応じて住民の皆さんのグループにも声をかけていくっていうような予定ではおります。

○7 番 （島崎 敏一） 柔軟に声を聞いていただけるということを確認できました。

7月に行われた早坂教授の講演会でも言っておられましたが、本当に大人たちが対話を見せていくことしか、子どもたちにとってよりよい居場所をつくっていくにはそれしかないんじゃないかということを早坂先生もおっしゃっていましたし、私たちが実践を子どもたちに見せていければなと思っております。

これで私の一般質問を終わりにします。